

愛知県動物愛護推進協議会開催要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、本県における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うため「愛知県動物愛護推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議内容)

第2条 協議会は次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 動物愛護推進員の委嘱の推進に関する事。
- (2) 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関する事。
- (3) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する事。
- (4) 愛知県動物愛護管理推進計画に関する事。
- (5) 愛知県及び市町村が実施する動物愛護管理業務に対する協力に関する事。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、20名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、動物の愛護を目的とする公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、獣医師団体、関係業界団体の代表、学識経験者、関係行政機関の職員及び公募による者の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げないが、通算10年を超えて再任しないものとする。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、関係行政機関の職員の委嘱された委員の任期は、その職の在任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集するものとする。

- 2 会長は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は公開とし、傍聴に関し必要な事項については、別に定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議の議を経て会長が定める。

附則

- この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。